メートル、Y＝マイナス一〇三八一・二一四メートル）、P七地点（X＝マイナス八二七九六・九二〇メートル、Y＝マイナス一〇三九一・五七七メートル）、P八地点（X＝マイナス八二八〇一・四六二メートル、Y＝マイナス一〇四〇五・九九七メートル）、P一六―一地点（X＝マイナス八二八〇一・六四五メートル、Y＝マイナス一〇四〇八・三二三メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

備考　地域に関する実測図を愛知県教育委員会及び名古屋市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

志段味大塚古墳

同　名古屋市守山区大字上志段味字大塚

国土調査法による第Ⅶ座標系を基準とするAREA一地点（X＝マイナス八三二一・六〇八メートル、Y＝マイナス一一〇九・七七三メートル）、AREA二地点（X＝マイナス八三二〇八・二六〇メートル、Y＝マイナス一一七・三五八メートル）、AREA三地点（X＝マイナス八三一九九・〇二九メートル、Y＝マイナス一一二九・七六五メートル）、AREA四地点（X＝マイナス八三一九八・一四五メートル、Y＝マイナス一一四五・六四三メートル）、AREA五地点（X＝マイナス八三二〇四・七二九メートル、Y＝マイナス一一六〇・九九一メートル）、AREA五―二地点（X＝マイナス八三二二・六〇〇メートル、Y＝マイナス一一六九・七五八メートル）、AREA六地点（X＝マイナス八三二四八・二三七メートル、Y＝マイナス一一八二・三三六メートル）、AREA六―二地点（X＝マイナス八三二六四・九一二メートル、Y＝マイナス一一六二・九七八メートル）、AREA六―三地点（X＝マイナス八三二六九・〇三六メートル、Y＝マイナス一一五八・一九〇メートル）、一二五〇五地点（X＝マイナス八三二五九・四六九メートル、Y＝マイナス一一四二・二五メートル）、一二六〇一地点（X＝マイナス八三二五六・二三九メートル、Y＝マイナス一一三七・〇六九メートル）、AREA六―四地点（X＝マイナス八三二三九・七三六メートル、Y＝マイナス一一一・二三二メートル）、AREA六―五地点（X＝マイナス八三二三二・二三〇メートル、Y＝マイナス一一一〇・六二八メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

		古市古墳群
	方広寺石塁および石塔	古室山古墳
		赤面山古墳
		大鳥塚古墳
		助太山古墳
		鍋塚古墳
		城山古墳
		峯ヶ塚古墳
		墓山古墳
		野中古墳
		応神天皇

		昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、昭和三十二年文化財保護委員会告示第一号、昭和四十一年文化財保護委員会告示第十号、昭和四十二年文部省告示第十八号、昭和五十年文部省告示第十三号
	昭和四十四年文部省告示第百三十六号及び昭和五十二年文部省告示第二十三号	

勝手塚古墳	京都府京都市東山区正面通本町東入茶屋町	墓山古墳
同　名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷	同　正面通大和大路東入茶屋町	大阪府藤井寺市野中三丁目
東谷山白鳥古墳	同　大和大路通正面東入茶屋町	同　野中五丁目
同　名古屋市守山区大字上志段味字白鳥	方広寺大仏殿跡及び石塁・石塔	稲荷塚古墳
		東山古墳
		同　野中二丁目
		割塚古墳
		同　藤井寺四丁目

備考　地域に関する実測図を愛知県教育委員会及び名古屋市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	五二七番のうち実測一五九四・七五平方メートル	八四六番
別図のとおり	五三一番	五五七番
備考　別図は省略し愛知県教育委員会及び名古屋市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）	五三四番一、五三四番二、五三五番	七七番、七八番、八〇番、八一番、八二番、八三番、八四番、八五番、八六番、八七番、八八番
別図のとおり	備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を京都府教育委員会及び京都市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	右の地域に介在する水路敷を含む。
備考　別図は省略し愛知県教育委員会及び名古屋市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）		三八七番

		古市古墳群
		古室山古墳
		赤面山古墳
		大鳥塚古墳
		助太山古墳
		鍋塚古墳
		城山古墳
		峯ヶ塚古墳
		墓山古墳
		野中古墳
		応神天皇